

市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象

令和4年5月現在

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等
山形	山形市 担当: 長寿支援課	023 641-1212 (内566)	H26.4.1~	山交バス 定期券購入補助	定期券の使用開始日に70歳以上で山形市に住民登録がある自主返納者で次の要件全てを満たす方に、山交バスシルバー3か月定期券3万円を1年間全額補助 ①自主返納によるタクシー券を受けていない。 ②福祉タクシー券または給油券を受けていない。 ※ ②はR4.6月末までの要件になります。	運転経歴証明書または申請による運転免許の取消通知書と保険証等の身分証、印鑑
			H30.5.15~	タクシー利用券	70歳以上で山形市に住民登録がある自主返納者で、次の要件全てを満たす方に、タクシー券20,000円分を交付。 ①自主返納後、1年以内の申請である。②申請時に、シルバー3ヶ月定期券(山交バス)、高齢者移送サービス利用券、福祉タクシー券、給油券の補助を受けていない。③過去に高齢者外出支援事業による免許返納者のシルバー3ヶ月定期券(山交バス)の補助を受けていない。 ※ ②はR4.6月末までの要件になります。	申請による運転免許の取消通知書(紛失等の場合は、運転経歴証明書も可)、保険証等の身分証明書
	山形市 担当: 企画調整課	023 641-1212 (内221)	H26.4.1~	山形市コミュニティバス 高齢者乗車証発行	上記シルバー3か月定期券を購入した方に対し、下記バスを無料で利用できる山形市コミュニティバス高齢者乗車証を発行(路線: ベニちゃんバス、山形市コミュニティバス、山形市地域交流バス南部線)	申請には購入したシルバー3か月定期券が必要。シルバー3か月定期券の有効期間の末日まで有効
	山辺町 担当: 町民生活課	023 667-1109	H23.4.1~	やまのペコミュニティバス 無料乗車証	山辺町内に住民登録がある自主返納者に町営バス(コミュニティバス)の無料乗車券を発行(最長2年間)	運転経歴証明書または申請による取消通知書、写真
	中山町 担当: 総務広報課	023 662-4899	H29.4.1~ (R2.6.1~)	町営バス回数券 タクシー利用券	中山町内に住民登録がある方で平成26年4月1日以降の自主返納者に、町営バス回数券20冊(1冊11枚綴り)、山形県タクシー共通乗車券2万円分のいずれかを交付(1回限り)	申請による取消通知書又は運転免許返納を証明する書類、印鑑
上山	上山市 担当: 市民生活課	023 672-1111	H25.4.1~	市営バス タクシー 利用券	自主返納時に上山市内に住民登録があり、自主返納後1年以内の方に対し、市営予約制乗合タクシー利用券、タクシー利用券のいずれか1万円分を交付(1回のみ、「申請による運転免許の取消通知書」の交付日から1年以内に申請)	申請による運転免許の取消通知書の写し、印鑑
	上山地区 交通安全協会	023 673-5080	H31.4.1~	運転卒業証書と 夜光反射材セット 贈呈	山形県交通安全協会の会員で、上山警察署で運転免許の自主返納手続きをした方に対し、「運転の卒業証書」を交付し、夜光反射材セットを贈呈	運転免許証、安全協会会員の方
天童	天童市 担当: 生活環境課	023 654-1111	H28.4.1~	バス タクシー 利用券	天童市内に住民登録がある65歳以上で平成28年4月1日以降の自主返納者に、市内タクシー事業者のタクシー利用券、デマンドタクシー利用券、市内路線バス事業者の定期券購入券または回数券購入券、市営バス回数券の中から2万円分(1万円ずつ選択可)を交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書、保険証等の身分証
			H29.4.1~	タクシー利用券	天童市内に住民登録があり、次の条件を全て満たす方に300円券を12枚交付①区域乗合型の対象区域外にお住まいの方、②75歳以上の方、③ドモスの会員登録をしている方、④福祉タクシー券または給油券を受給していない方、⑤高齢者移動サービス利用券又は給油券を受給していない方、⑥本人及び配偶者が運転免許を有していない方	身分証明書、天童市予約制集合タクシードモス会員証(当日会員登録可)

市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象

令和4年5月現在

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容	申請に必要な書類等	
寒河江	寒河江市 担当: 市民生活課	0237 85-1876	H29.4.1~	バス タクシー 利用券	寒河江市内に住民登録がある65歳以上の方で、平成29年4月1日以降の自主返納者に、山形県タクシー共通乗車券、寒河江市デマンドタクシー、市内循環バス、山交バスICカード、天童市営バス回数券、西川町営バス回数券のいずれか2万円分を交付(1回のみ)	申請による運転免許の 取消通知書、印鑑
	河北町 担当: 総務課 防 災・危機管理室	0237 73-2111	H21.4.1~	バス運賃無料化	河北町に住民登録をしている65歳以上の自主返納者に、1年間町営バス利用料金を無料化(1年毎に更新手続きが必要)	申請による運転免許の 取消通知書、印鑑
	西川町 担当: 健康福祉課 (保健センター内)	0237 74-3243	H29.4.1~	バス タクシー 利用券	西川町内に住民登録がある65歳以上の自主返納者に、月山観光タクシー利用券、町営バス回数券のいずれか2万円分を交付(1回のみ)	申請による運転免許の 取消通知書、印鑑
	朝日町 担当: 総務課	0237 67-2111	H28.4.1~	バス タクシー 利用券	朝日町に住民登録がある65歳以上の方で、自主返納者してから1年以内の方に対し、朝日町町民バス回数乗車券、山形県タクシー共通券、山交バス普通回数券の中からいずれか2万円分を交付(1回のみ)	申請による運転免許の 取消通知書の写し、ま たは、運転経歴証明書 の写し、印鑑
	大江町 担当: 総務課	0237 62-2187	H28.4.1~	バス タクシー 利用券	大江町に住民登録がある65歳以上の自主返納者に、町営バス3年間無料乗車券、乗合タクシー3年間無料乗車券、山形県タクシー共通乗車券2万円分、山交バスICカード2万円分のいずれかを交付(1回のみ)	申請による運転免許の 取消通知書の写し又 は運転経歴証明書の 写し
	寒河江地区交通 安全協会	0237 86-4674	H24.7.20~	運転経歴証明書 交付手数料助成	寒河江地区交通安全協会会員の自主返納者に、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成(返納日に運転免許の有効期間が6か月以上残っていること、返納時に寒河江地区交通安全協会の会員であること、運転経歴証明書を取得済みであることが必要)	運転経歴証明書、印 鑑、申請時の会員確 認、運転経歴証明書交 付後1か月以内に申請 手続きをすること
村山	村山市 担当: 市民環境課	0237 55-2111	H25.4.1~ (②はR4.4.1 ~)	バス タクシー 利用券	① 村山市に住民登録がある65歳以上の自主返納者に、村山市営バス乗車券、村山市乗合タクシー乗車券、村山市内タクシー事業者利用券、山交バス株式会社の自動車運転免許証返納者1か月定期の購入費のいずれか3万円分交付(申請期限: 自主返納日から1年以内) ② ①の支援を受けた方で、支援決定から5年以上経過した方に、村山市乗合タクシー乗車券、村山市内タクシー事業者利用券のいずれかが2万円分交付	①申請による運転免許 の取消通知書 ②村山市高齢者運転 免許証自主返納被支 援者証または支援を受 けていた方であること が確認できる書類等
	東根市 担当: 生活環境課	0237 42-1111	H26.4.1~	タクシー利用券	東根市に住民登録がある65歳以上の高齢者で運転免許証を自主返納した日から2年以内の方に、株式会社東根交通または株式会社神町タクシー利用券2万円分を交付(1回のみ)	申請による運転免許の 取消通知書
	東根市 担当: 福祉課		H24.4.1~	タクシー利用券	東根市に住民登録がある70歳以上の方で、次の①~③のいずれにも該当しない方に対し、株式会社東根交通又は株式会社神町タクシー利用券30枚(1枚500円)を交付 ※一部地区のみ45枚 以下に該当する方を除く ①要介護(要支援)認定を受けている方。②福祉タクシー利用券の交付を受けている方。③本人または配偶者が自動車運転免許証を持っている方	医療保険被保険者証、 印鑑
村山地区 交通安全協会	0237 55-6803	H25.4.1~	運転経歴証明書 交付手数料助成	村山警察署管内に住民登録がある、村山地区交通安全協会会員が、村山警察署で自主返納の申請を行った場合に、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成 ※助成は申請年度内のもので、村山警察署で申請した場合のみ	運転経歴証明書交付 申請書、申請時の会員 確認	
尾花沢	尾花沢市 担当: 市民税務課	0237 22-1111	H23.4.1~	バス タクシー 利用券 商品券	尾花沢市に住民登録がある65歳以上の方で、自主返納後5年以内の方に、 ・2万円分の路線バス回数乗車券(公立病院線) ・2万円分のタクシー利用券(尾花沢タクシー又はしのめ観光タクシー又はつばさタクシー) ・2万円分のはながさ商品券 のいずれかを交付(1回のみ)	運転経歴証明書の写 し又は申請による運転 免許の取消通知書の 写し、無効後穴の開い た運転免許証
	尾花沢地区交通 安全協会	0237 24-1622	H28 ~	タオル等の記念 品 卒業証書贈呈	尾花沢警察署で自主返納手続きを行った返納者に、タオル等の記念品と卒業証書を贈呈	
	大石田町 担当: まちづくり推 進課	0237 35-2111	H29.4.1~	タクシー利用券	65歳以上で大石田町に住民登録があり平成29年4月1日以降の自主返納者に、タクシー利用券2万円分(しのめ観光タクシー、つばさタクシー、尾花沢タクシー)を交付(1回のみ)	申請による運転免許の 取消通知書、代理申請 の場合は身分を確認 できるもの

市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象

令和4年5月現在

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容	申請に必要な書類等	
新庄	新庄市 担当: 地域防災室	0233 29-5827	R2.5.1~	バス タクシー 利用券 次の全てに該当する方 ① 令和2年4月1日以降に自主返納し、本事業に申請していない方 ② 返納時点で満70歳以上の方 ③ 返納した日に新庄市に住所を有する方 ④ 市税の滞納がない方 下記の支援内容から2項目を選択(重複可、いずれも10,000円相当) ① 山交鳥越・金山線、鮭川村営羽根沢線、最上観光タクシー、新庄タクシーの共通回数券 ② 新庄市営バスまちなか循環線、新庄市営土内・芦沢線の回数券 ③ 大蔵村営バス新庄・肘折線の回数券	印鑑、申請による運転免許の取消通知書、本人確認できるもの、市役所税務課が発行した納税証明書等の市税の滞納がないことを証明する書類	
	金山町 担当: 町民税務課	0233 52-2111	H30.4.1~ R4.4.1~	バス運賃補助 デマンド交通利用料割引	70歳以上の方に、町営バス料金半額補助(バス) 75歳以上の方に、料金100円割引(デマンド)	保険証等年齢が確認できる書類(バス)
	最上町 担当: 総務企画課 危機管理室	0233 43-2111	H29.4.1~	バス タクシー利用券 商品券	65歳以上で最上町に住居登録があり平成29年4月1日以降の自主返納者に、最上町内で利用できるタクシー利用券、最上町営バス回数券、最上町地域振興商品券「モガンバくん」のいずれか1万円相当を交付(返納から1年以内の申請かつ1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書、印鑑
	舟形町 担当: 健康福祉課	0233 32-2111	H15.12.15~	タクシー利用券	舟形町に住居登録がある満80歳以上の方にタクシー利用券年間24枚(1枚700円)を交付	本人確認できる書類
	真室川町 担当: 町民課	0233 62-2054	H30.4.1~	バス タクシー 利用券	真室川町に住居登録がある自主返納者に、真室川町営路線バス定期券1年分(有効期限1年)2万4千円相当、町営路線バス回数券2万4千円相当、自主返納者用タクシー券2万4千円相当のいずれかを交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書または運転経歴証明書
	大蔵村 担当: 危機管理室	0233 75-2111	H29.4.1~	バス利用券 商品券	大蔵村に住居登録がある70歳以上の自主返納者に、①大蔵村営バス回数券2万円相当②協同組合大蔵村スタンプ会発行商品券2万円相当③大蔵村営バス回数券1万円相当及び協同組合大蔵村スタンプ会発行商品券1万円相当いずれかを交付(1回限り)	申請による運転免許の取消通知書
	鮭川村 担当: 住民税務課	0233 55-2111	H31.4.1~	バス利用券	鮭川村に住居登録がある満65歳以上の自主返納者に、村営バス回数券2万円相当交付(1回限り)・申込期限: 自主返納した日から、5年以内	申請による運転免許の取消通知書の写しまたは運転経歴証明書の写し、印鑑
			H26.4.1~	バス運賃割引	鮭川村に住居登録がある70歳以上の方に、村営バス運賃100円割引	乗車時、保険証等年齢確認ができるものを提示
	戸沢村 担当: 住民税務課	0233 72-2111	R3.4.1~	バス無料化 タクシー利用券	戸沢村に住居登録がある65歳以上75歳未満の自主返納者または更新せず失効した方に、タクシー券(1枚500円)を、申請してから79歳までは120枚、それ以降年間40枚交付、75歳以上の運転免許証を自主返納した方または更新せず失効した方にタクシー券を申請してから5年間は年間120枚、それ以降年間40枚交付 60歳以上75歳未満の自主返納者で運転経歴証明書を提示した方は村営バス無料	申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書
			H26.4.1~	バス運賃無料	75歳以上の方で、後期高齢者保険証を提示した方は村営バス無料	乗車時、後期高齢者保険証を提示
庄内	庄内町 担当: 環境防災課	0234 43-0246	H22.4.1~	タクシー利用券	庄内町に住居登録があり返納日に満70歳以上の自主返納者に、タクシー(余目タクシー、立川タクシー、ハーティータクシー)利用券交付(1枚500円、年間最大2万円、翌年からは年間最大1万円、4年間更新可能)	申請による運転免許の取消通知書、無効後穴の開いた運転免許証
	庄内地区安全 運転管理者 連絡協議会	0234 45-0110	H22.5~	通院送迎 サービス	自主返納者に、町内協力企業19社から、通院の際の送迎サービスや購入商品の無料配達等の特典	運転免許証返納証明書(自主返納時に発行)
	庄内地区安全 運転管理事業主 会 庄内地区安全 運転管理者 連絡協議会	0234 45-0110	R3.9~	トートバック進呈	自主返納者に、夜光反射素材印刷のトートバックを進呈	
	庄内地区 交通安全協会	0234 42-3620	H22.4.1~	夜光反射 グッズ贈呈	自主返納者に、夜光反射材グッズを贈呈	

市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象

令和4年5月現在

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等	
酒田	酒田市 担当: まちづくり推進課	0234 26-5726	H20.7.1~	タクシー利用券	酒田市に住民登録がある自主返納者に、山形県タクシー共通乗車券5,000円相当交付(1回のみ)	申請による運転免許証の取消通知書 ※酒田地区交通安全協会(酒田警察署内)で受付	
			H29.4.1~	バス タクシー 運賃割引	酒田市に住民登録がある自主返納者に、運転経歴証明書の提示により、るんるんバス、ぐるっとバス、平田るんるんバス、デマンドタクシーの運賃100円割引 ※ぐるっとバス、平田るんるんバスについては8月より廃線。	運転経歴証明書	
				運転経歴証明書 交付手数料助成	酒田市に住民登録がある自主返納者に、運転経歴証明書交付申請を行った方に対し、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成	申請による運転免許証の取消通知書 ※酒田地区交通安全協会(酒田警察署内)で受付	
	遊佐町 担当: 総務課	0234 72-5895	H24.4.1~	タクシー利用券	遊佐町に住民登録がある満65歳以上の自主返納者に、タクシー利用券(初乗り基本料金相当額)20回分交付	無効後穴の開いた運転免許証、申請による運転免許証の取消通知書 ※酒田地区交通安全協会(酒田警察署内)で受付	
				H31.4.1~	運転経歴証明書 交付手数料助成	遊佐町に住民登録がある満65歳以上の自主返納者で、自主返納時に運転経歴証明書の交付を希望する方に対し、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成(警察署での自主返納者に限る)	無効後穴の開いた運転免許証、申請による運転免許証の取消通知書 ※酒田地区交通安全協会(酒田警察署内)で受付
				H27.4.1~	タクシー助成券	自動車運転免許を所有しない高齢者(65歳以上)及び移動することが困難と思われる障がい者を有している方に対して、タクシー助成券(1枚500円分)を交付 ①高齢者36枚/年 ②障がい者42枚/年	申請書 障がい者手帳
鶴岡	鶴岡市 担当: 防災安全課	0235 25-2111	H30.4.1~	バス タクシー 利用券	鶴岡市に住民登録があり平成30年4月1日以降の自主返納者に、庄内交通株式会社バス回数券、市営バス回数券、山形県タクシー共通乗車券のうちいずれか5,000円分を交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書、取消後穴の開いた運転免許証	
				運転経歴証明書 交付手数料助成	鶴岡市に住民登録があり平成30年4月1日以降の自主返納者に、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額市が負担	申請による運転免許の取消通知書、無効後穴の開いた運転免許証	
	鶴岡市 担当: 地域振興課			バス定期券 購入助成	鶴岡市に住民登録のある方で運転経歴証明書を所持の方を対象に、庄内交通株式会社の定期券購入金額の一部を助成 1か月定期券2,550円(通常10,370円) 3か月定期券7,650円(通常28,000円)など ※一部定期券が利用できない路線あり	顔写真、運転経歴証明書	
				バス定期券 購入助成	鶴岡市に住民登録がある70歳以上の方の定期券購入に助成(高齢者専用定期「ゴールドバス」を販売) 1か月定期券2,550円(通常10,370円) 3か月定期券7,650円(通常28,000円)など ※一部定期券が利用できない路線あり	顔写真、住所・年齢を証明できる書類	
	三川町 担当: 総務課	0235 66-3111	H30.4.1~	入浴施設回数券	三川町に住民登録がある自主返納者に、入浴施設「田田」回数券又は観光協会味だより1回分を贈呈(申込み期限: 自主返納後1年以内)	申請による運転免許の取消通知書	
運転経歴証明書 交付手数料助成				三川町に住民登録があり平成30年4月1日以降の自主返納者に、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成(申込み期限: 自主返納後1年以内)	申請による運転免許の取消通知書に加え、運転経歴証明書		

市町村における支援一覧

運転免許の自主返納者対象

令和4年5月現在

管轄警察署	事業実施主体	電話番号	開始日	支援内容		申請に必要な書類等
長井	長井市 担当:地域づくり推進課	0238 82-8005	H28.10.1~	バス乗車券	長井市に住民登録がある運転免許証の自主返納者に、返納日翌日から1年間有効な市営バス特別乗車券を交付(1回のみ) ※R3.10.1~上記内容に変更	申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書 ※長井地区交通安全協会を受付(長井警察署内)
	長井市 担当:市民課	0238 82-8007	H31.4.1~	運転経歴証明書交付手数料助成	長井市に住民登録がある方で、長井警察署で運転免許証の自主返納をした方に、運転経歴証明書交付手数料1,100円を全額助成	
				フラワー長井線利用券購入助成	長井市に住民登録がある運転免許の自主返納者に、フラワー長井線利用券(100円券11枚綴りで1冊1,000円)を半額で購入できる助成券を交付(最大10冊、1回限り)	
	長井地区交通安全協会	0238 88-5649	H23.7.1~	顕彰制度	安全協会の会員で自主返納した方に、返納手続き終了後に「運転免許卒業証書」と交通安全グッズ(タオル等)を交付	
	飯豊町 担当:住民課	0238 72-2111	H21.4.1~	デマンドタクシー利用券	飯豊町に住民登録がある自主返納者に、デマンドタクシー利用券16,000円相当を交付(1回のみ)	申請による運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書、印鑑、本人確認ができるもの(健康保険証、年金証書など)
	白鷹町 担当:町民課	0238 85-2111	H29.4.1~	デマンドタクシー利用券	65歳以上で、白鷹町に住民登録がある自主返納者に、①デマンドタクシー利用券10冊(100円×11枚綴り)を交付(1回のみ)②デマンドタクシー乗車時に運転経歴証明書の提示により運賃割引(通常500円が300円)※①と②の併用可能 ※タクシー利用券交付事業(認知症高齢運転者対象)との重複申請不可	申請による運転免許の取消通知書、保険証等本人確認ができるもの
白鷹町 担当:健康福祉課	0238 86-0112	H27.4.1~	タクシー利用券(認知症)	65歳以上で白鷹町に住民登録がある自主返納者(認知症により介護認定を受けている方)又は認知症により運転免許の取消処分を受けた75歳以上の方に、タクシー利用券24枚(1枚700円)を交付 ※デマンドタクシー利用券事業との重複申請不可	自主返納者(申請による運転免許の取消通知書、保険証等本人確認ができるもの) 取消処分を受けた方(取消処分書、保険証等本人確認ができるもの)	
小国	小国町 担当:町民税務課	0238 62-2260	H30.4.1~	バス運賃無料化	65歳以上で小国町内に住民登録している自主返納者に、小国町営バス運賃を無料化	運転経歴証明書
南陽	高島町 担当:健康長寿課	0238 52-4478	H23.4~	デマンドタクシー運賃割引	満65歳以上満75歳未満で高島町に住民登録がある自主返納者及び満75歳以上の方にデマンドタクシー利用料金を100円割引	満65歳から満75歳未満の方は運転経歴証明書、申請による運転免許の取消通知書、取消後穴の開いた運転免許証 満75歳以上の方は保険証等本人の年齢確認ができるもの
	南陽市 担当:市民課生活係	0238 40-8255	H30.4.1~	バス・フラワー長井線・タクシー・市内宿泊施設等利用券	南陽市内に住民登録があり、運転免許証を自主返納してから2年以内の方に、バス回数券、フラワー長井線乗車券、タクシー利用券、宿泊施設等利用券(市内17施設)のいずれかを1万円分交付(5千円分×2種類でも可、1回のみ、年齢制限無し)	申請による運転免許の取消通知書
	南陽地区交通安全協会	0238 40-3866	H29.4.1~	運転経歴証明書交付手数料助成 感謝状の贈呈	南陽地区交通安全協会会員の運転経歴証明書交付申請者に、運転経歴証明書交付手数料500円を助成、感謝状の贈呈	返納済免許証又は運転免許証の取消通知書、申請時の会員確認
米沢	米沢市 担当:環境生活課	0238 22-5111	H29.4.1~	バスタクシー利用券	運転免許を自主返納してから1年以内で、返納した時点で満65歳以上で、この事業の申請時に米沢市に住民を有する方に、次のうち希望の乗車券等を交付(1人1回限り、いずれも6,000円以内) ①市民バス回数乗車券、②乗合タクシー回数乗車券③タクシー乗車券、④山交バス回数券	申請による運転免許の取消通知書の写し、保険証等本人確認ができるもの、印鑑
	川西町 担当:安全安心課	0238 42-6616	H30.4.1~	タクシー鉄道利用券 買物券	自主返納時及び申請時に川西町の住所である方で、平成30年4月1日以降に運転免許証の自主返納を行った方(全年齢)に、山形県タクシー共通券、山形鉄道利用券、カワニシお買物券の内いずれかを1回限り交付(2万円分)	申請による運転免許の取消通知書

※「自主返納者」とは、申請により運転免許の全てを返納した方とします。